

連協による住民訴訟と公害調停

(最近の横環南)

横浜環状道路(圏央道)連絡協議会会長
比留間 哲生

都市計画決定以来 16 年を経過している横環南は住民の強い抵抗もあり未だに本体着工に至っていない。その問題点とは何かを明らかにし今後どう対応するか 3 回目の事業評価監視委員会での再評価を来年に控え近況を報告する。

1. 横環南とは

戦後復興の昭和 40 年代に横浜と小田原を結ぶ高速道路が計画された。高度成長時代を迎え首都圏の住宅地としての需要が高まり横浜市はこの予定地は風致地区であるが開発を許可した。引き換えに住宅地のど真ん中に位置する土地を高速道路用地として確保させた。しかし開発者の強い要望でこれを高速道路でない「都市計画道路(幹線街路)」と偽り周囲の住宅地を完売した。その後突然、これは圏央道の一部であるとの計画が発表され、紆余曲折を経て平成 7 年 4 月に都市計画決定をみた。このような背景を抱えているので横環南は当初から住民の根強い反対運動の高まりを見せている。

- ・ 事業区間：金沢区釜利谷～戸塚区汲沢 8.9km
- ・ 事業費：4300 億円
- ・ 用地取得率は約 70%
- ・ 平成 27 年度の供用(当初計画は平成 9 年)

2. 行政への不信

2-1 国の対応 質問集会

(1) 10 年目の事業評価監視委員会

平成 14 年 4 月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき都市計画決定から 10 年目に当たる横環南も平成 17 年 3 月に委員会の評価を受けた。委員会は下記の条件を答申し、当局は「条件付きで事業継続」と認めた。

- ①環境保全に万全を図ること
- ②住民の理解を得ることが不可欠である

連協はこれを根拠に 6 回にわたる事業者との合意のもとに公開の質問集会を開催してこの状況を両者確認のうえ 4 冊の冊子にまとめた。

(2) 15 年目の事業再評価

10 年目の事業評価を受けた事業はその後の進捗状況にあわせ 5 年毎に再評価を受けるルールである。これに従い横環南は民主政権になって初めての委員会で平成 21 年度に再評価を受けた。質問集会の記録を委員会に提示し事業継続の付帯条件である「住民の理解」が如何に得られていないかについての理解を求めたが前回と同じ委員長によりこれらを全く無視して僅か 15 分の審議で「継続」と宣言した。これが「国民目録を掲げた新政権の 22 年度予算に間に合わせの儀式に過ぎなかったことが明らかとなった。つまり第三者機関であるべき委員会も行政の一翼であることを示した訳である。連協は直ちにこれを不服として再審査を求めて国土交通大臣に行政不服審査請求を行ったが「処分当たらない」と却下された。

3. 司法への不信

直ちに法に基づき東京地裁に事業評価の再審議を求めて提訴した。これに対しあろうことか「当該委員会の設置を義務づける法令は見当たらないので却下」との信じ難い判決が下された。改めて東京高裁へ却下は不当であると控訴した。しかし地裁判決の間違いは高裁の判断で書き換えられ、委員会の法的存在を認めた上で当方の主張を曲解して「委員会にはその権限はなく不適法であるので棄却」と口頭尋問なしに判決した。原判決を書き換えるならそれを破棄してからすべきものを一つの理由も付さない上に原判決を庇う極めて不当なものである。地裁、高裁の判決は憲法違反に相当する判断が含まれており看過できないので直ちに最高裁に上告した。しかし当方の

主張には一切触れず 6 ヶ月の期間を経て「単なる法令違反を主張するものである」として棄却した。最後の頼みである司法の世界でも国家プロジェクトである圏央道事業を何としてでも推し進めようとして行政の裁量権を守ろうとしている姿が見え隠れするのである。

4. 再評価に向けての住民訴訟

4-1 横浜市の対応 国へ追従

民主党政権となり公共事業の推進には「地方の意見を重視せよ」との方針が示された。地方に耳を傾けることが建前となり当局が準備する事業評価監視委員への説明資料にも「地方がこのように横環南の早期完成を望んでいる」とアピールすることが必須となった。これに呼応するかのごとく 10 年目の再評価に向けて、横環南が通る栄区では「まちづくり行動計画」にその検討結果として事業推進の姿勢を打ち出してきた。検討委員会の報告書では「明らかに反対が多数である」と読み取れるが市当局は「賛否に差がない」と事実と異なる見解の元に「事業推進」の発表を行いこれが 15 年目の再評価資料に引用された。

来年度の 3 回目の再評価に向けて翌 22 年に区は 5 年毎の市民意識調査に今まで全く取り上げられなかった横環南に関する問を急遽入れ込んだ。他の問とのバランスを全く欠いた、この意図的で不当なアンケート（横環南ができれば便利になります。あなたはどう思いますか）の結果を HP で公表し、市議会でも市長が「アンケートにより区民の皆様の南線整備への期待が大きいことを私は改めて感じました。」と答弁している。これは横環南の早期完成を望む意見を誘導する全く意図的なアンケートである。しかも数学的に認められない%（複数回答の集計値が 100 を超えている）を示したのは市民を欺くものであり、現在市長に対して不当な方法で実施しその結果を公表したこと並びに初歩的な重大な誤りを冒しこれを公表したことを追及し市長に対し行政不服審査請求を申し立てた。

4-2 監査請求を行う

これに対して横浜市は「アンケートは処分には当たらない」と却下した。これは当局による市民の請求の曲解であり処分の定義を限定して退けたものである。我々は改めてこの背信行為とさらに税金の無駄遣いを追及して地方自治法に基づき横浜市の監査委員に対して監査請求を行った。これに対して委員会は財務会計行為の対象ではないとして監査を拒否した。

4-3 ついに住民訴訟へ

監査委員の回答に不服であるので最後の手段として法に基づき住民訴訟を横浜地裁にこの 8 月に提訴した。改めてこの訴訟の骨子を以下にまとめる。

(1) 栄区住民調査の不当性

- ・ 設問と回答の巧妙な組合せによる不当な誘導である。
- ・ 便益のみ列記し、費用を一切記さない設問によるアンケートは無意味なだけでなく区民を欺くものである。

(2) 集計法の問題

- ・ 集計法の間違いい
アンケートを専門とする委託業者の間違いいとは考えられず南線建設賛成が多く出る形にするため意図的に数字を膨らませた疑いがある。
- ・ 間違ったデータの及ぼす影響
地元選出の市議員がこのデータを真に受けて「思った以上に区民が早期完成を願っていることが分かった」と市長に感想を求め「市民の皆様への期待に応え南線整備を他地区に遅れることなく進める」と答えている。

(3) 行政不服審査請求及び住民監査請求却下に対する決定に対する不服理由

- ・ 意識調査の不当性
意識調査の実施は処分には当たらないし公権力の使用に当たらないとしているが我々は行政の意に沿う一方的な誘導方式によるアンケートが不当であるとの主張に一切答えずに裁定したのは納得できない。
- ・ 会計上の問題ではない
間違った意識調査とその公表により損害を被ったと主張したのに対して監査委員はあくまでも会計上の不当性はないとの偏った裁定で全く納得できない。

(4) 本件の違法性

- 以下に列挙する項目に明らかに違反するが詳細については訴状に譲る。
- ・ 行政不服審査法の趣旨に反する

認めたところである。これは今までの道路建設において事業者が環境アセスで基準をクリアしたとして推進してきた結果とも言える。また近年 PM2.5 による健康被害では肺がん発生の恐れも指摘されており、第三者である公害審査会に科学的審査による調停を大いに期待する。

6. 連協の主張

4月に「公共事業費5%カットして東日本大震災の復興に回す」と宣言しながらこの10月に解除した政府の姿勢は全く理解できず「復興最優先」の野田首相の言葉は国民を欺くものである。

- (1) 上記二つの住民訴訟と公害調停を通して来年度の事業評価監視委員にこの実態を明らかにし「住民との合意を得ているか」「環境評価に配慮しているか」の2点の横環南事業継続の付帯条件を無視して事業継続は許されないと理解してもらい、その上で事業中止を答申すべきであると要求する。
- (2) この度の東日本大震災に対して政府は第三次補正予算の財源に窮している状況である。これほど多くの検討事項を残している横環南の事業は凍結し即刻この予算を振り向けるべきである。
- (3) 日本の国の状況変化に即し全ての公共事業を見直しすべきである。
 - ・ 高度成長時代の重厚長大に必要な道路建設は終了した。むしろ生活に密着した道路の整備と今まで駆使してきた道路の補修が最優先である。
 - ・ 知的生産に必要な人材育成のための教育を取り戻し、世界をリードすることが今後の進むべき道である。

以上

認めるところである。これは今までの道路建設において事業者が環境アセスで基準をクリアしたとして推進してきた結果とも言える。また近年 PM2.5 による健康被害では肺がん発生の恐れも指摘されており、第三者である公害審査会に科学的審査による調停を大いに期待する。

6. 連協の主張

4月に「公共事業費5%カットして東日本大震災の復興に回す」と宣言しながらこの10月に解除した政府の姿勢は全く理解できず「復興最優先」の野田首相の言葉は国民を欺くものである。

- (1) 上記二つの住民訴訟と公害調停を通して来年度の事業評価監視委員にこの実態を明らかにし「住民との合意を得ているか」「環境評価に配慮しているか」の2点の横環南事業継続の付帯条件を無視して事業継続は許されないと理解してもらい、その上で事業中止を答申すべきであると要求する。
- (2) この度の東日本大震災に対して政府は第三次補正予算の財源に窮している状況である。これほど多くの検討事項を残している横環南の事業は凍結し即刻この予算を振り向けるべきである。
- (3) 日本の国の状況変化に即し全ての公共事業を見直しすべきである。
 - ・ 高度成長時代の重厚長大に必要な道路建設は終了した。むしろ生活に密着した道路の整備と今まで駆使してきた道路の補修が最優先である。
 - ・ 知的生産に必要な人材育成のための教育を取り戻し、世界をリードすることが今後の進むべき道である。

以上